

D - 1 . 消費者と事業者の連携・協働

【背景・現状】

1. 「倫理的消費調査研究会中間取りまとめ」(平成28年6月)を公表、「倫理的消費調査研究会最終取りまとめ」を公表予定(平成29年4月)。
2. 「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」を開催し、消費者志向経営の意義、推進方策について議論し、取りまとめ。平成28年10月には、消費者志向経営推進に向けたキックオフシンポジウムを開催。消費者志向経営推進組織(プラットフォーム)を設けるとともに、推進活動の一つである「消費者志向自主宣言・プラットフォーム活動」を開始。

【工程表(主な記載事項)】

< 倫理的消費の推進 >

(4(2) P98)

1. 倫理的消費調査研究会の「最終取りまとめ」を踏まえた推進方針を検討。検討に当たり関係省庁と連携。【消費、文科、農水、環境】
2. 消費者・事業者・行政による推進組織(プラットフォーム)の構築等を検討し、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携等事業者への働き掛け、認証ラベルの情報提供等も検討。【消費】

< 消費者志向経営の促進 >

(4(3) P112)

1. 消費者志向経営推進組織(プラットフォーム)を設け、消費者志向経営の広範な普及に向けた活動を展開する。平成29年度の重点課題は、「消費者志向自主宣言及びフォローアップ活動の促進」とする。【消費】
2. 「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」への参加の呼び掛けを行う。また、平成30年度以降に優良事例の表彰を実施する。【消費】
3. 経営者層向けに各種のセミナー等を開催し、消費者志向経営の一層の普及を図る。【消費】
4. 事業者の管理職・担当者の資質向上に向けた研修等を開催する。【消費、経産】



消費者志向経営推進組織メンバーによる記念写真

【工程表(主なスケジュール)】

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
倫理的消費の普及啓発		倫理的消費の普及の推進(若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、多様な主体による推進活動(ムーブメント作り)等)【消費者庁】			
消費者志向経営の推進に向けた方策の検討		消費者、事業者、行政による推進組織(プラットフォーム)の構築を検討 ・学校において利用できる教材の提供や教員向けの研修の機会の提供、事業者への働き掛け(商品・サービスへの反映や事業者間の連携)、認証ラベルの情報提供等【消費者庁】			
消費者志向経営の推進に向けた方策の検討		消費者志向経営を促進する方策の検討【消費者庁、経済産業省】		消費者志向経営を推進する施策の実施【消費者庁、経済産業省】 ・消費者志向自主宣言・フォローアップ活動の促進 ・セミナーやシンポジウム、研修等による消費者志向経営の普及・啓発など	優良事例の表彰【消費者庁】

D - 2 . 消費者の被害救済・利益保護の枠組み等の強化

【背景・現状】

< 消費者団体訴訟制度 >

1. 「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」を平成27年10月から開催し、平成28年6月に取りまとめ。
2. 報告書を踏まえ、特定適格消費者団体による仮差押えを国民生活センターがバックアップする仕組みを整備するため、平成29年通常国会に独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案を提出。
3. 平成29年通常国会における総理施政方針演説において、「被害者の救済を消費者団体が変わって求める新しい訴訟制度が、昨年スタートしました。これを国民生活センターがバックアップする仕組みを整え、より迅速な救済を目指します。」とされている。

< 公益通報者保護制度 >

- ・ 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」において、平成28年12月に最終報告書を公表。

【工程表(主な記載事項)】

< 消費者団体訴訟制度 >

(5(1) P129)

- ・ 平成28年6月に取りまとめられた「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」報告書を踏まえて、平成28年9月に必要な内閣府令の改正作業を行い、平成29年通常国会において必要な法改正作業の実施を検討。【消費】

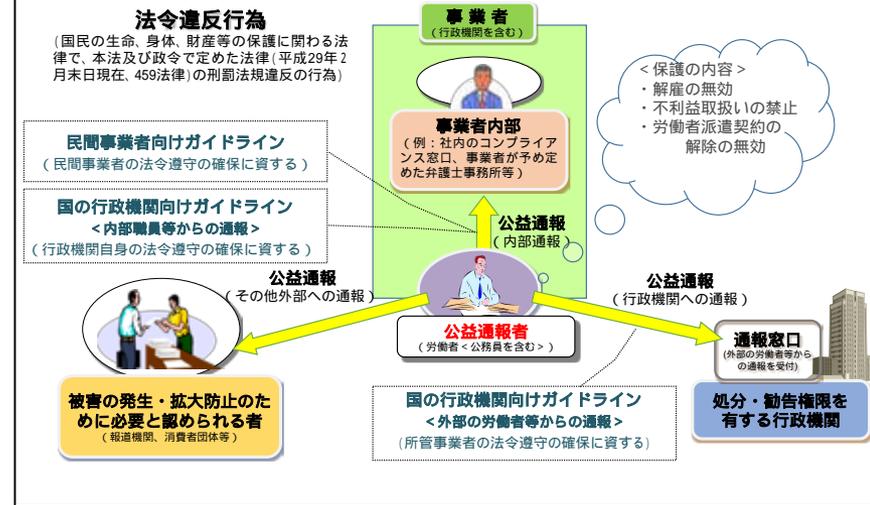
< 公益通報者保護制度 >

(4(3) P113)

1. 有識者検討会報告書を踏まえ改正された民間事業者向け及び国の行政機関向けガイドラインの周知・広報等を行うとともに、地方公共団体向けガイドラインの策定や民間事業者の内部通報制度に係る認証制度の導入等を可及的速やかに実施。【消費】
2. 法改正が必要なものについては、最終報告書の内容を広く周知して法改正に向けた議論を喚起するとともに、各関係団体や国民からの意見の集約を図り、法改正の内容をより具体化。【消費】

公益通報者保護法の概要

(平成16年6月公布、平成18年4月施行)



【工程表(主なスケジュール)】

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
消費者の財産被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)の円滑な施行		検討会を踏まえた内閣府令の改正作業【消費者庁】	検討会の報告書を踏まえた法改正作業の実施(独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案)【消費者庁】		
公益通報者保護制度の推進		検討結果を踏まえた必要な措置(制度の運用改善により対応可能なもの)の実施(ガイドラインの改正・策定、事業者へのインセンティブの導入等)【消費者庁】			検討会報告書を踏まえた法改正内容の具体化のための更なる検討【消費者庁】